

建設キャリアアップシステムの普及・活用に向けて ～官民施策パッケージの推進～

国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課

1. 建設キャリアアップシステムの目的

建設キャリアアップシステム（以下、「CCUS」という）は、一人一人の建設技能者の技能と経験を業界横断的に蓄積し、適切な能力評価と処遇改善、現場管理の効率化に結びつけていくため、行政、建設業関係団体等が一体となって「業界共通の制度インフラ」として作り上げたシステムであり、平成31年4月より運用を開始しました（図-1）。

昨年10月末現在で技能者登録数396,946人、事業者登録数74,675社と少しずつ普及が進んでいるものの、目標としている「全技能者約330万人」到達まで着実に進めていく必要があります。

そもそもCCUS導入の経緯ですが、周知のとおり、建設業では他産業に比べても高齢化が進展し、令和元年平均で60歳以上の建設技能者が約85万人、実に全体の26%を占めている状況にあり、これまで現場を支えてきた熟練建設技能者がこの数年間で大量に退職することとなります（図-2）。

建設技能者をはじめとする担い手の確保・育成

- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組み
- 若い世代にキャリアパスと処遇の見通しを示し、技能と経験に応じ給与を引き上げ、将来にわたって建設業の担い手を確保し、ひいては、建設産業全体の価格交渉力を向上させるもの
- また、労務単価の引き上げや社会保険加入の徹底といった、これまでの技能者の処遇改善の取組をさらに加速させるもの
- 平成31年4月より「本運用」を開始。

<建設キャリアアップシステムの概要>

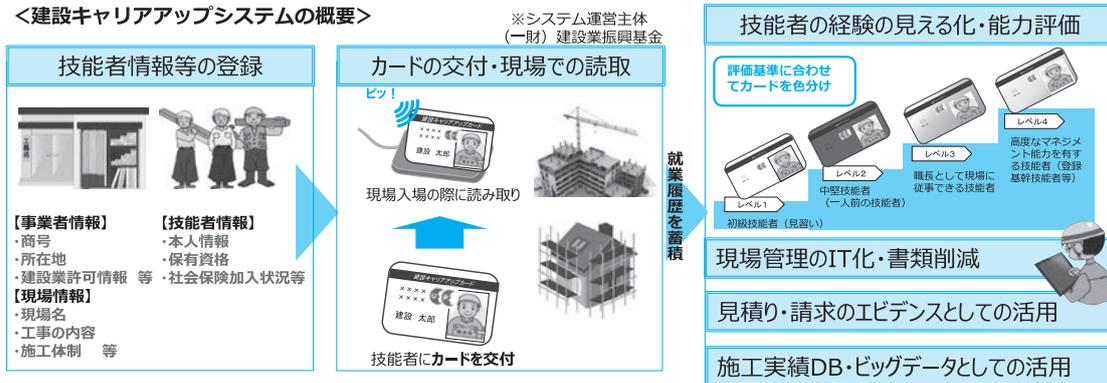
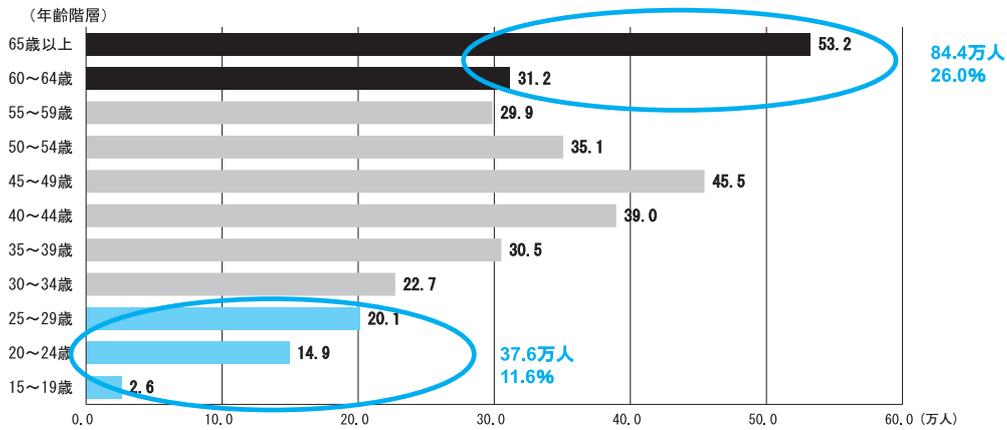


図-1 建設キャリアアップシステムの構築

○60歳以上の技能者は全体の約4分の1を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。
 ○これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約10%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。



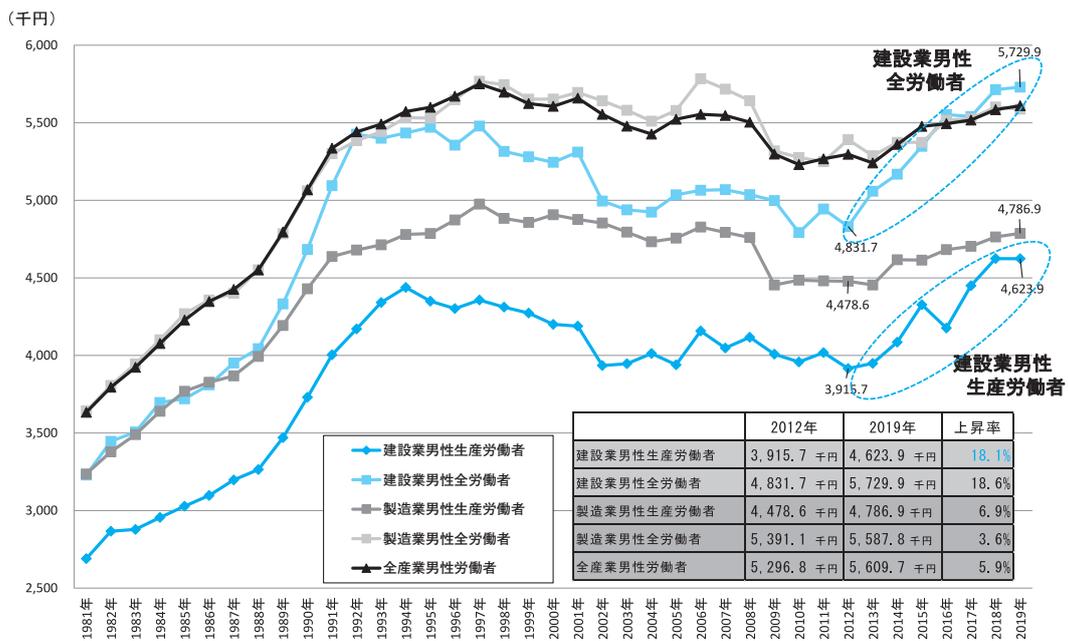
出所：総務省「労働力調査」(令和元年平均)をもとに国土交通省で推計

図－2 年齢階層別の建設技能者数

に今から最優先で取り組まなければ、社会経済の活動基盤の整備という社会的使命や、「地域の守り手」としての役割を十分に果たせなくなるのではないかと懸念されています。

国土交通省では、将来にわたって建設業の担い手の確保・育成を図るため、公共工事設計労務単価の8年間連続の引き上げや、企業・労働者双方

の社会保険加入の徹底と未加入者排除を図ってきました。結果として、この間の堅調な建設投資の推移とも相まって、建設業の賃金は他産業を上回るペースで上昇しており、また、近年では全体的な若年人口の減少にもかかわらず、建設業の若年入職者数は増加し、若年者の占める割合もわずかですが上昇しているところです(図－3)。



(資料) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)
 ※ 年間賃金総支給額=きまって支給する現金給与額×12+年間賞与その他特別給与額

図－3 建設業男性全労働者等の年間賃金総支給額の推移

CCUSは、こうした担い手の確保・育成の取組をさらに加速させるものであり、技術と経験を積んだ技能者が正しく評価され、若者の働き続けるモチベーションを高め、その結果、定着率の改善を通じた担い手の確保を図ること等を目的とするものです。

2. 能力評価、レベル判定の運用開始

このシステムの大きな特徴は、これまで把握が難しかった技能者個人の経験や技能を把握した上で、それを正しく客観的に評価することで、経験、技能に応じた処遇の改善を図ることです（図-4）。

このため、昨年度、登録基幹技能者制度を有する35職種の能力評価実施団体（50団体）において能力評価基準が策定されるとともに、「建設技能者能力評価制度推進協議会」が設置されました。

本協議会のもと、昨年4月より「レベル判定システム」の運用が始まり、35職種においてCCUSに登録されている技能者一人一人の技能・

経験に応じて、レベル1から順にホワイト、ブルー、シルバー、ゴールドという4段階のカード交付が始まっています。

3. 今後の施策展開：官民施策パッケージ

CCUSを「業界共通の制度インフラ」として育て、定着させるため、国土交通省においては、国土交通大臣指示を受け、建設業関係団体と連携して、令和2年3月23日に「建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ」をとりまとめました（図-5）。

官民施策パッケージでは、令和5年度からの「あらゆる工事での建設キャリアアップシステム完全実施」に向けた道筋として、

- ① 建退共（建設業退職金共済）のCCUS活用へ完全移行
- ② 現場入場する作業員の社会保険加入確認のCCUS活用原則化
- ③ 国直轄での義務化モデル工事等、公共工事等での活用

○建設キャリアアップシステムに蓄積される就業履歴や保有資格を活用した技能者の能力評価基準を策定。
 ○基準に基づき、技能者の技能について、4段階の客観的なレベル分けを行う。レベル4として登録基幹技能者、レベル3として職長クラスの技能者を位置づけ。
 ○技能レベル（評価結果）を活用して、技能者一人ひとりの技能水準を対外的にPRし、技能に見合った評価や処遇の実現等を図る。
※第6回専門工事企業の施工能力の見える化等に関する検討会（平成31年3月6日）において了承、建設技能者の能力評価制度に関する告示及びガイドラインを平成31年4月1日に施行

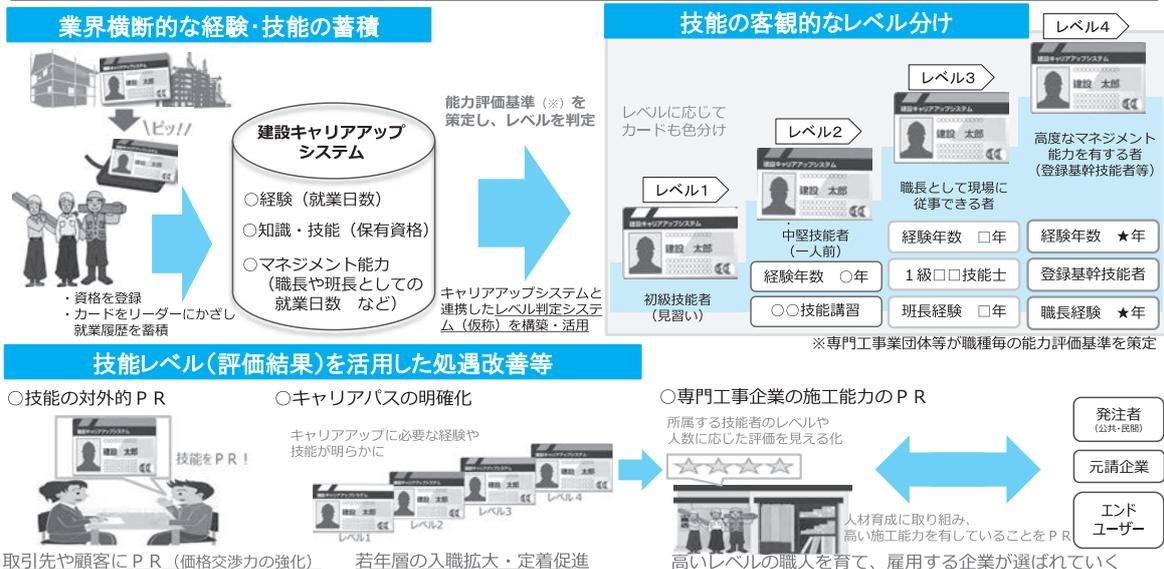


図-4 建設技能者の能力評価制度（概要）

<p>建設技能者の技能と経験に応じた賃金支払い・処遇改善と、現場の生産性向上を図るための建設キャリアアップシステムについて、令和5年度からの建退共のCCUS完全移行及びそれと連動したあらゆる工事におけるCCUS完全実施を目指し、官民において以下の施策を講じる。</p>	
<p>令和5年度からの「あらゆる工事でのCCUS完全実施」に向けた3つの具体策と道筋</p>	
<p>I 建退共のCCUS活用への完全移行</p> <p>建設技能者の将来の保障とコンプライアンス問題解決のため、建退共におけるCCUS活用を官民一体となって推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度は、本格実施に向けた運用通知・要領等改正、活用呼びかけ ・令和3年度から、CCUS活用本格実施 <ul style="list-style-type: none"> > 公共工事では確実な掛金充当確認・許可行政の指導等履行強化 > 民間工事では、業界において、掛金納付・充当の徹底を促進 ・令和5年度からは、民間工事も含め、CCUS活用へ完全移行 ・経営事項審査での掛金充当状況の確認方法の見直し 	<p>III 国直轄での義務化モデル工事実施等、公共工事等での活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度は、国直轄の一般土木工事(WTO対象工事)において、 <ul style="list-style-type: none"> > CCUS義務化モデル工事（発注者指定・目標の達成状況に応じて工事成績評定にて加点/減点）を試行 > CCUS活用推奨モデル工事（受注者希望・目標の達成状況に応じて同評定にて加点）を試行 ・このほか、地元業界の理解を踏まえ、Aランク以外のCCUS活用推奨モデル工事の試行を検討 ・地方公共団体発注工事において、先進事例を参考に積極的な取組を要請するとともに、入契法に基づく措置状況の公表、要請等のフォローアップ ・上記取組と併せ、業界は加入促進に積極的に取り組む ・令和3年度以降、段階的にCCUS活用工事の対象を拡大し、Iと連動して公共工事等での活用を原則化
<p>II 社会保険加入確認のCCUS活用の原則化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年10月からの作業員名簿の作成等の義務化に伴い、労働者の現場入場時の社保加入確認においてもCCUS活用を原則化 	<p>更なる利便性・生産性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○CCUSの情報セキュリティ強化と人材引き抜き防止策 ○発注者によるCCUS閲覧等による事務効率化、書類削減 ○CCUSと連携した施工実態の把握・分析による労働生産性向上の研究 ○CCUSによる動怠・労務管理機能強化や顔認証入退場への活用促進 ○令和4～5年度までにCCUS登録と安全衛生資格等の資格証の携行義務を一体化（マイナポータルとの連携）
<p>建設技能者のレベルに応じた賃金支払いの実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ○専門工事業団体等が職種別の職長(Lv3・4)や若年技能者(Lv2)の賃金目安を設定し、下請による職長手当等マネジメントフィーの見積りへの反映と元請による見積り尊重を促進・徹底 ○CCUS能力評価と連動した専門企業の施工能力見える化開始 	<p>建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ</p> <p>以上の取組を推進・進化するために、国として、業界団体、地方公共団体、許可行政庁に対し、直ちに「業界共通の制度インフラ」であるCCUS活用を要請。フォローアップ体制を立上げ</p>

図-5 建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ

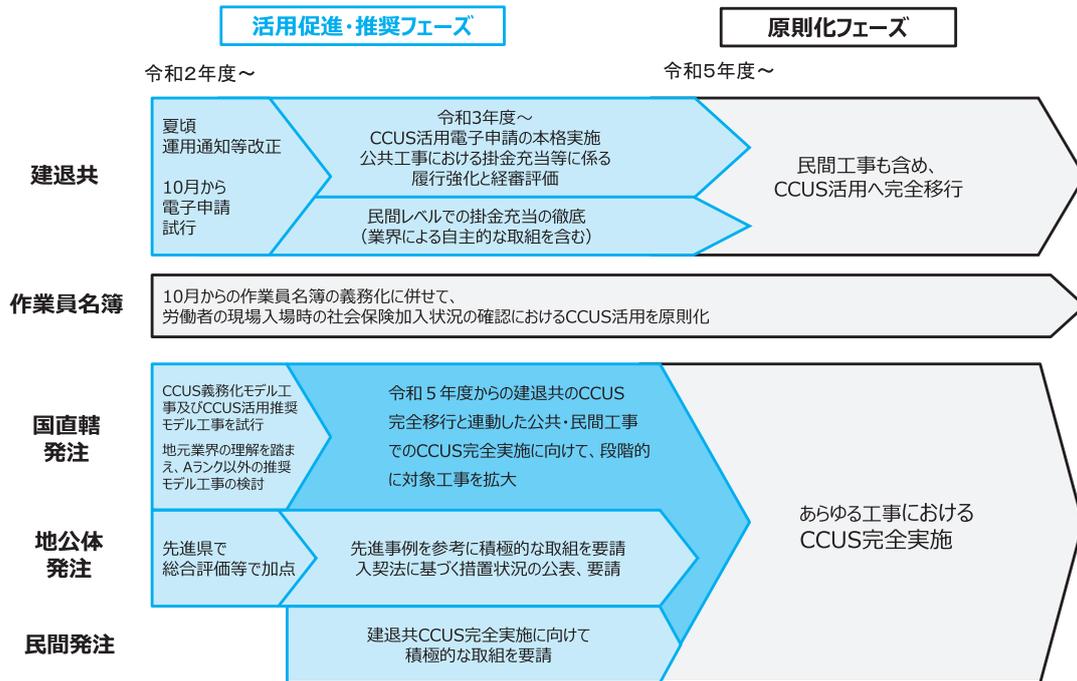


図-6 「あらゆる工事でのCCUS完全実施」に向けた道筋

- ④ 建設技能者の能力レベルに応じた賃金支払いの実現のため、レベルごとの賃金目安の設定等や専門工事企業の施工能力等の見える化の推進
- ⑤ CCUSのさらなる利便性向上とこれによる生産性向上の促進

などを盛り込んだ内容を公表しています（図-6）。

同パッケージに基づき、令和2年度においては、

- ・国直轄での義務化モデル工事や推奨モデル工事を各地方整備局で実施

令和5年度からの「あらゆる工事でのCCUS完全実施」に向けた3つの具体策と道筋	
<p>I 建退共のCCUS活用への完全移行</p> <p>令和3年度からの本格実施、令和5年度からの完全移行に向け、CCUS活用方式等の試行的実施を順次実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度において、以下を実施。 <ul style="list-style-type: none"> 電子申請システムの試行的実施（11月～） CCUSと建退共電子申請方式の試行的実施（12月～） 運用通知・要領の改正（今年度中早期に実施） 上記を踏まえ、令和3年度からCCUS活用の本格実施を予定 併せて、公共工事において確実な掛金充当確認・許可行政庁の指導等の履行強化、民間工事における掛金納付・充当の徹底を促進（通知に明記予定） <p>II 社会保険加入確認のCCUS活用の原則化</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会保険の加入に関する下請け指導ガイドラインを改定済み（10月） <ul style="list-style-type: none"> 労働者の現場入場時の社保加入確認において、CCUS活用を原則化 	<p>III 国直轄での義務化モデル工事実施等、公共工事等での活用</p> <p>国の直轄モデル工事や都道府県における加点点評価など、公共工事における取組が確実に進展。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度において、以下の取組を実施。 <ul style="list-style-type: none"> 国直轄の一般土木工事（WTO対象工事）において、CCUS義務化モデル工事（約20件）、CCUS推奨モデル工事（約20件）を実施中。 このほか、地元業界の理解を踏まえ、直轄Cランク工事においてもCCUS推奨モデル工事を試行 地方公共団体において、積極的な取組を要請（4月）。 <ul style="list-style-type: none"> 44都道府県において企業評価を導入又は検討中。 入契調査により、措置状況をフォローアップ（10月～実施中） 独法・特殊会社等に対してCCUS活用を要請。 <ul style="list-style-type: none"> UR都市機構、水資源機構、高速道路株式会社において検討中。 令和3年度以降、段階的にCCUS活用工事の対象を拡大し、Iと連動して公共工事等での活用を原則化
<p>建設技能者のレベルに応じた賃金支払の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> 先行の専門工事業団体等において、レベル別の賃金目安を設定済（7職種）（6月） 下請による職長手当等マネジメントフィーの見積りへの反映、元請による見積尊重の促進・徹底に向けて、WGの設置（11月～年度内） 専門工事企業の施工能力見える化の取組 <ul style="list-style-type: none"> 業種別の評価基準の策定に向け、見える化告示・ガイドラインを策定（4月） 先行団体（5団体）において業種別の基準を検討中。令和3年度からの本格実施を目指す。 	<p>更なる利便性・生産性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカード・マイナポータルとの連携 <ul style="list-style-type: none"> 技術的な調査及びCCUSのセキュリティ強化を実施（年度内） CCUS登録と安全衛生資格等の資格証の携行義務を一体化（令和4～5年度） 建設業のDXに向けた環境整備の実施（令和2年度一次補正） <ul style="list-style-type: none"> 顔認証機能等の実装に向け、実証実験を開始（11月～）

図-7 「CCUS 官民施策パッケージ」(R2.3.23)の進捗状況(～R2.11)

- ・昨年12月にCCUSを活用した建退共の電子的な積み立ての試行を予定し、令和3年度には建退共についてCCUS活用の本格実施
- ・CCUSを活用した社会保険加入確認について、昨年10月にガイドラインを発出し原則化
- ・建設技能者のレベルに応じた賃金支払いの実現に向けた仕組みの検討
- ・市町村を含む地方公共団体発注工事のCCUS活用の働きかけを強化

するなど、着実に同パッケージに基づく取組を進めているところです。

加えて、さらなる普及促進に向けて官民施策パッケージの取組を深化させるよう、昨年11月30日に国土交通大臣から、

- ・業界との調整の上、令和3年度は、国直轄等でCCUS活用工事の対象拡大
- ・公共事業労務費調査において、CCUS登録者の賃金実態の調査・分析

を行うよう、具体的な指示があったところです(図-7)。

4. 料金等の改定概要

CCUSがスタートして、おおむね1年半が経過した令和2年9月8日の運営協議会総会において、大幅な赤字となっていた運営収支を改善し、運営を安定化させるため、登録費用等の料金改定を行うことを決定しました。

運営収支については、①採算リスクを織り込まずに料金を低廉に設定する一方、審査・登録費用が想定を大幅に超過した結果、加入者が増えれば増えるほど赤字が増加するという料金設定となっていること、②初期開発投資額が過少であり、要件定義漏れ等に伴う追加開発を余儀なくされたこと等により、当初想定していなかった大幅な赤字が発生し、このままではCCUSの運営持続ができないという状況でした。

こうした状況を踏まえて、令和2年10月より始まった新料金(図-8, 9)ですが、改定後においてもCCUSの普及を進める観点から、今般の料金改定の趣旨を踏まえた利用促進に関する申し

○ 料金体系を改定し、登録料の値上げを抑え、現場利用に重きを置いたものとする（CCUSへの加入意欲をできるだけ妨げず、公平性に配慮）。併せて、コスト削減の取組みを実施。

現行	見直し後の料金体系	2段階登録方式のイメージ
技能者登録料 2,500円(インターネット申請) 3,500円(郵送・窓口申請) 事業者登録料 3,000円～ 現場利用料 3円 ID利用料 月額換算200円	技能者登録料 2段階登録方式を導入 簡略型登録料:2,500円(据置) 詳細型登録料:4,900円 (簡略型から詳細型への移行:差額2,400円) 事業者登録料 現行の2倍 現場利用料 10円 ID利用料 月額換算950円 (一人親方は200円据置) 開始時期 2段階登録方式以外:2020年10月1日～ 2段階登録方式 :2021年 4月～(予定)	簡略型 2,500円 詳細型 4,900円 差額 2,400円 ・本人情報 ・所属先事業者情報 ・健康保険、年金保険、雇用保険 ・建退共加入、中退共加入 ・職種等 ・労災保険特別加入 ・健康診断受診歴 ・保有資格 ・研修受講履歴 ・表彰履歴 ・API連携システム情報

図-8 建設キャリアアップシステムの料金改定の概要

技能者の登録料	事業者の登録料・利用料																																		
<ul style="list-style-type: none"> ●簡略型登録料:2,500円(据置) ※簡略型登録はインターネット申請のみ ●詳細型登録料:4,900円 (簡略型から詳細型への移行:差額2,400円) <p>※登録は、最初の登録から10年間有効(カードに有効期限を記載) ※更新(再登録)時には、その時点のレベルに従ったカードが交付</p> <p>➢ 詳細型登録により、能力評価(レベル判定)への活用が可能(レベル判定料:4,000円/回) ※元請事業者にとっては、作業員名簿の記載効率化に資する</p> <p>➢ 簡略型登録でも就業履歴の蓄積、建退共の掛金充当、現場での社会保険加入の確認が可能</p>	<p>①事業者登録料(5年ごと)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金</th> <th>新規・更新</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>500万円未満</td><td>6,000円</td></tr> <tr><td>500万円以上1,000万円未満</td><td>12,000円</td></tr> <tr><td>1,000万円以上2,000万円未満</td><td>24,000円</td></tr> <tr><td>2,000万円以上5,000万円未満</td><td>48,000円</td></tr> <tr><td>5,000万円以上1億円未満</td><td>60,000円</td></tr> <tr><td>1億円以上3億円未満</td><td>120,000円</td></tr> <tr><td>3億円以上10億円未満</td><td>240,000円</td></tr> <tr><td>10億円以上50億円未満</td><td>480,000円</td></tr> <tr><td>50億円以上100億円未満</td><td>600,000円</td></tr> <tr><td>100億円以上500億円未満</td><td>1,200,000円</td></tr> <tr><td>500億円以上</td><td>2,400,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>※5年ごとに更新 ※一人親方の方は事業者登録料は無料 ※個人事業主の方の登録料は6,000円</p> <p>②管理者ID利用料</p> <p>各事業者は、システムを操作し、情報閲覧、現場登録、施工体制登録等を行うためには、IDが必要。事業者登録時に付与される「事業者責任者ID」(無料で付与)に加え、有料の「管理者ID」を取得することで、最大3階層を設け、支店等単位で管理可能</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ID数</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1IDあたり</td> <td>950円/月換算</td> </tr> <tr> <td>一人親方</td> <td>200円/月換算</td> </tr> </tbody> </table> <p>※これとは別に現場管理を行う際に登録現場ごとに付与され、施工体制登録や就業履歴の事後補正等のみを用いる「現場管理者ID」や、下請事業者・技能者の代行申請に用いる「代行登録担当者ID」があり、これらは無料</p> <p>元請事業者のみ</p> <p>③現場利用料 ※元請事業者に対して毎月請求</p> <p>技能者による就業履歴の蓄積(カードタッチ)1回ごとに料金が発生。タッチ実績に基づき、建設業振興基金が、元請事業者に対して請求</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>就業履歴回数</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回</td> <td>10円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※既存民間システムとCCUSの自動連携(API連携)が元請により措置されている現場では、技能者は既存民間システムによる就業履歴の蓄積方法によって、CCUSにも就業履歴が自動的に蓄積されることが可能(この場合も、現場利用料は発生)</p>	資本金	新規・更新	500万円未満	6,000円	500万円以上1,000万円未満	12,000円	1,000万円以上2,000万円未満	24,000円	2,000万円以上5,000万円未満	48,000円	5,000万円以上1億円未満	60,000円	1億円以上3億円未満	120,000円	3億円以上10億円未満	240,000円	10億円以上50億円未満	480,000円	50億円以上100億円未満	600,000円	100億円以上500億円未満	1,200,000円	500億円以上	2,400,000円	ID数	料金	1IDあたり	950円/月換算	一人親方	200円/月換算	就業履歴回数	料金	1回	10円
資本金	新規・更新																																		
500万円未満	6,000円																																		
500万円以上1,000万円未満	12,000円																																		
1,000万円以上2,000万円未満	24,000円																																		
2,000万円以上5,000万円未満	48,000円																																		
5,000万円以上1億円未満	60,000円																																		
1億円以上3億円未満	120,000円																																		
3億円以上10億円未満	240,000円																																		
10億円以上50億円未満	480,000円																																		
50億円以上100億円未満	600,000円																																		
100億円以上500億円未満	1,200,000円																																		
500億円以上	2,400,000円																																		
ID数	料金																																		
1IDあたり	950円/月換算																																		
一人親方	200円/月換算																																		
就業履歴回数	料金																																		
1回	10円																																		

図-9 登録料・利用料金(2020年10月制度改定後の料金、料金は全て税込)

合わせを運営協議会総会において決定しています。申し合わせにおいては、

- ・国・CCUS 運営主体・各団体が、技能者・事業者登録と現場でのカードタッチ等を増加させるとともに、登録事業者がカードリーダー設置等就業履歴蓄積のための必要な取組を確実に実施し、各主体がこれを徹底すること
- ・運営協議会として数値目標を設定することや、

各団体として目標設定・利用促進の取組の明示を行い、これを四半期ごとにフォローアップしていくこと等を記載しています(図-10)。

建設キャリアアップシステムの利用促進に関する取組みについて

令和2年9月8日
建設キャリアアップシステム
運営協議会総会申合せ

建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)の運営の安定化を図るため、今般の料金改定の趣旨を踏まえ、以下の取組みについて申し合わせる。

(1) 今回の料金改定は、技能者・事業者のCCUSへの加入意欲と、各団体による技能者・事業者のCCUSへの加入促進をできるだけ妨げないため、登録料の値上げを抑え、現場利用に重きを置いた体系とされている。

これは、建設技能者が各現場でのカードタッチにより就業履歴を蓄積し、蓄積した就業履歴と保有する資格によってレベルアップすることで建設技能者の就労経験を見える化させ、実力に見合った処遇を受けられるようにすることを目的とするという、CCUSの本来の姿を現すものである。

改定後の料金体系の下、CCUSの収支を安定化させるためには、技能者・事業者の登録を強力に推進するほか、各現場での確実なカードタッチが不可欠である。

このため、以下のように取り組むこととする。

- ① 国・CCUS運営主体・各団体は、技能者・事業者登録とカードタッチ数の拡大のための更なる取組みを推進する。
- ② 登録事業者は、各現場へのカードリーダーの設置やスマートフォン、顔認証の活用、事後の直接入力など、必ず建設技能者が就業履歴を確実に蓄積できる措置を講じるものとし、国・CCUS運営主体・各団体はこれを徹底するとともに、そのために必要となる取組みを推進する。

(2) 建設キャリアアップシステム運営協議会運営委員会(以下「運営委員会」という。)は、今後の技能者・事業者登録数及びカードタッチ数の総数について目標数値を設定するとともに、その目標数値を踏まえ、各団体でも、その実情に応じて、目標設定のほか、各登録・カードタッチの働きかけその他の利用促進のための取組みを実施し、目標数値の達成に向けて最大限努力する。

そのうえで、まず早急に、各団体の事業者登録状況を、CCUS運営主体の協力も得て把握し、四半期ごとに更新する。

(3) 今回の料金改定後、四半期ごとに運営委員会において、技能者・事業者登録数、カードタッチ数といった実績の進捗状況及びCCUSの収支状況をフォローアップし、業種、団体その他のセグメントごとの状況の見える化を行う。国は、その状況を踏まえ、必要に応じ各団体に対して助言・要請を行う。

図一 10 料金改定後の利用促進に関する申合せ (R2.9.8CCUS 運営協議会総会)

5. おわりに

はじめにご紹介したとおり、CCUSは担い手の確保・育成という大きな目的のために、行政、建設業関係団体等が一体となって作り上げたシステムです。システムそのものの手続きの煩雑さや、システム利用によるメリットの顕在化・具体化な

ど、取り組むべき課題もたくさんありますが、そうした課題を解消しながらこのシステムをよりよく育てていくためには、行政、建設業関係団体、そして一人一人の技能者、一つ一つの事業者が一体となって取り組んでいく必要があります。

国土交通省として、官民施策パッケージの着実な推進をはじめ、このシステムを使ってよかったと技能者、事業者が感じられるよう、最大限取り組んでいきます。